

札幌市図書館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則案について

令和8年（2026年）6月24日提出

教育長 山 根 直 樹

札幌市図書館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則
札幌市図書館条例の一部を改正する条例（令和7年条例第27号）の施行期日は、令和8年8月1日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（理 由）

こども本の森札幌・北大の開設日を定めるため、本案を提出する。

【令和8年第8回教育委員会会議 議案第2、3号 概要】

1 札幌市図書館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則案（議案第2号）

(1) 制定内容及び理由

こども本の森札幌・北大を新たな図書館として設置するにあたり、令和7年6月10日に札幌市図書館条例の一部を改正する条例（改正条例）を公布したが、当時、建物がしゅん工しておらず、新設日を確定できなかったため、施行期日については教育委員会が別に定めることとしていた。

その後、令和8年4月6日に建物の工事がしゅん工し、開設準備を進めているところであるが、この度、令和8年8月1日からこども本の森札幌・北大の供用を開始できることが確実となったため、改正条例の施行期日を同日（8月1日）と定める。

(2) 施行期日

公布の日から施行する。

2 札幌市図書館条例施行規則の一部を改正する規則案（議案第3号）

こども本の森札幌・北大の開設に伴い、札幌市図書館条例施行規則の改正を行う。

(1) 主な改正内容

ア 開館時間及び休館日について

開館時間は午前10時～午後6時とし、休館日は中央図書館・地区図書館と同様、年末年始、毎月第2・第4水曜日、蔵書一斉点検期間とする。

イ 図書館資料の貸出等について

こども本の森札幌・北大では、図書館資料の貸出を行わないことから、これに伴う所要の規定整備を行う。

(2) 施行期日

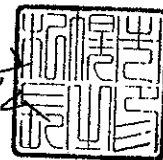
上記改正条例の施行の日（令和8年8月1日）から施行する。

札幌市図書館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 6 月 10 日

札幌市長

秋元克本



札幌市条例第 27 号

札幌市図書館条例の一部を改正する条例

札幌市図書館条例（昭和 25 年条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

- (1) 第 5 条第 1 項中「ものは図書」を「者は、図書（次に掲げるものを除く。次項において同じ。）」に、「、閲覧する」を「閲覧する」に改め、同項に次の各号を加える。
 - (1) 札幌市図書・情報館に所蔵する図書
 - (2) こども本の森札幌・北大に所蔵する図書
 - (3) その他教育委員会が別に定める図書
- (2) 第 5 条第 2 項中「前項により」を「前項の規定により図書を館外に」に、「なそうとするとき」を「しようとする者」に、「うけなければ」を「受けなければ」に改める。
- (3) 第 12 条中「について」を「の施行に関し」に、「事項は」を「事項は、」に改め、同条を第 13 条とし、第 11 条を第 12 条とし、第 10 条の次に次の 1 条を加える。

第 11 条 教育委員会は、図書館（こども本の森札幌・北大に限る。以下この条において同じ。）の管理運営上必要があると認めるときは、指定管理者（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に図書館の管理を行わせることができる。

- 2 前項の規定により指定管理者に図書館の管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、第 2 条に規定する業務とする。

- 3 第1項の規定により指定管理者に図書館の管理を行わせる場合における第4条の規定の適用については、同条中「教育委員会」とあるのは、「指定管理者」とする。

- (4) 別表札幌市新琴似図書館の項の次に次のように加える。

こども本の森札幌・北大	札幌市北区北8条西6丁目
-------------	--------------

附 則

- 1 この条例の施行期日は、教育委員会が定める。ただし、第5条第1項の改正規定（同項に各号を加える改正規定（同項第2号に係る部分に限る。）を除く。）、同条第2項の改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 こども本の森札幌・北大に係る改正後の第11条第1項の指定管理者の指定に関し必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

起案用紙

議案

文書管理番号： 16330830

市長	札幌市図書館条例の一部を改正する条例案の令和7年第2回定例市議会への提出及び条例案の提出に係る教育委員会会議への意見聴取について									
起案日	令和7年4月9日				文書番号					
決裁日	令和7年5月7日				文書分類		14 教育文化 07 社会教育 06 社会教育施設			
発送日										
処理期限										
収受日					保存期間		30年			
ファイル名	条例改正関係（（仮称）こども本の森）									
発送元日付					発送元文書番号					
情報公開	機密情報	未設定								
	非公開情報	未設定								
宛先										
発信者										
公印					起案者		教）中図．事業推進担当係 一般職員 田中 真澄 連絡先：			
	※決裁状況は別紙参照									

建築家安藤忠雄氏が代表を務める安藤忠雄建築研究所が北海道大学構内に建築する子ども向けの図書施設については、同大学及び同研究所と共に本市も運営に参画することとしたところであり、令和８年夏の開館に向けた準備が進められています。

当該図書施設については、現在、建設中であり、令和８年３月にしゅん工する予定ですが、本市の公の施設とし、その名称及び位置を定めるとともに、指定管理者による管理に係る規定を設けるため、札幌市図書館条例の一部を改正する必要があります。

つきましては、別記のとおり、別案１により、札幌市図書館条例の一部を改正する条例案を、来る５月２１日招集予定の令和７年第２回定例市議会に提出してよろしいか伺います。

併せて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２９条の規定に基づき、当該条例案に対する教育委員会の意見聴取を行う必要があるため、別案２により、当該条例についての教育委員会の意見書案を来る４月下旬開催予定の教育委員会会議に提出してよろしいか伺います。

なお、別案１の議案に係る教育委員会の意見につきましては、令和７年４月２８日に開催された教育委員会会議において、別添１２のとおり「適当である」旨の意見が可決されましたので申し添えます。

札幌市図書館条例の一部を改正する条例案の令和7年第2回定例市議会への提出及び条例案の提出に係る教育委員会会議への意見聴取について

【起案者】教育委員会中央図書館事業推進担当係
田中 真澄 TEL512-7330

第1 背景

1 本市における子どもの読書に係る状況

本市においては、市立図書館の基幹としての機能を有する中央図書館や主として地域の住民への身近な図書のサービスの提供を目的とする地区図書館に加えて、多様化する市民のニーズに応じて充実した図書のサービスを提供することができるよう、乳幼児を主な対象として本に親しむことを目的とした「えほん図書館」や働く世代を主な対象として仕事や暮らしに関する課題解決のための情報を提供する「図書・情報館」といった、中央図書館の基幹機能の一部を補完するため、特定の機能に特化した図書館（以下「機能分館」という。）を設置するなど、本市の読書環境の充実化に取り組んでいる。

もっとも、本市における子どもの読書に係る状況については、令和2年に行った「札幌市の児童生徒の実態に関する基礎調査」（別添2）により、教育段階が上がるにつれて読書の機会が減少していることが確認されたほか、1か月間に本を1冊も読まなかった子どもの割合が、小学校5年生では11.1%、中学校2年生では22.3%、高校2年生では25.5%との調査結果から明らかなように、学齢期の子どもの読書離れが課題となっている。

2 「こども本の森」の概要

上記1の状況において、令和4年12月、建築家安藤忠雄氏（以下「安藤氏」という。）から北海道大学に対し、子ども向けの図書施設として「こども本の森」を同大学に寄附したいとの提案があり、同月、同大学から本市に対し、同大学に新設される「こども本の森」（以下「新設図書施設」という。）の運営に本市が参画することに係る提案があった。

「こども本の森」は、安藤氏が代表を務める株式会社安藤忠雄建築研究所（以下「安藤忠雄建築研究所」という。）が設計・建築を行い、自治体に寄附している子ども向けの図書施設であり、現在、大阪市、遠野市、神戸市及び熊本県に設置されているほか、令和7年7月には新たに松山市において開館される予定である。

3 新設図書施設を本市の図書館として運営することに係る検討

上記2の北海道大学の提案を受け、本市において次のとおり、調査及び検討を行った。

(1) 「こども本の森」を設置する他都市の状況について

他都市の「こども本の森」に係る調査を行ったところ、「こども本の森」は、いずれの自治体においても、子どもに多様な本を手にとってもらい、読書をする機会を提供することを目的とする施設であり、子どもの読書活動の推進に資するものであった。また、利用者からは「子どもの読書習慣が付いた」という声が寄せられていることを確認した。

(2) 新設図書施設と既存の市立図書館との関係について

新設図書施設を、学齢期の小学生及び中学生を主な対象とし、自主的な読書活動の推進を目的とした機能分館として設置し、当該目的に即した蔵書の選定やサービスの提供を行うことで、学齢期の子どもの読書離れという課題に直接的に取り組むことができると考えられる。

(3) 新設図書施設を市立図書館として運営する便益について

新設図書施設における蔵書の更新や企画の運営において本市の図書館全体の蔵書を有効に活用することで、子どもたちの幅広い興味や関心に応えることにより、新設図書施設の利用を契機とした読書習慣の定着を図ることや、子どもが様々な機会や環境で読書に親しむことにつなげることができると考えられる。

4 新設図書施設の設備、運営等に係る基本合意書の締結

上記3のとおり、新設図書施設は本市における学齢期の子どもの読書離れという課題に対して効果的であると考えられることから、本市として北海道大学による提案を受け入れ、新設図書施設の運営に参画することとし、令和5年11月に安藤忠雄建築研究所及び北海道大学との間で、新設図書施設の整備、運営等に係る「(仮称)こども本の森に係る基本合意書」(別添3)を締結した。

当該基本合意書においては、新設図書施設について、安藤忠雄建築研究所が設計・建築を行い、北海道大学に寄附すること、本市を含めた関係三者は令和8年夏までを目途に開館できるよう努めること、北海道大学と本市が協力して運営すること等を定めている。

5 新設図書施設の運営に係る基本方針

新設図書施設の運営に係る基本的な方針を策定することとして、令和6年12月24日から令和7年1月28日までの間に「(仮称)こども本の森」基本方針の策定に係るパブリックコメントを実施し、同年2月に当該基本方針(別添8)を策定した。

当該基本方針においては、上記1の課題や新設図書施設を上記3(2)のとおり機能分館として位置付けることとして整理した上で、施設利用者、施設関係者、他都市のこども本の森の関係者及び大学教授等の有識者を対象としたヒアリング調査における意見や要望を踏まえ、新設図書施設のコンセプトを「こどもに知をひらく」とし、これに基づき以下の3つの方針を定めることとした。

- ①本との出会いから、世界への好奇心と想像・創造力を育む
- ②多種多様な知や人とつながり、学びを深める
- ③魅力ある空間や豊かな自然の中で、読書に没入する

第2 改正内容

1 新設図書施設の名称及び位置(札幌市図書館条例(昭和25年条例第20号。以下「図書館条例」という。)別表関係)

新たに図書館を設置し、その名称及び位置を次のとおりとする。

名 称 (※)	位 置
こども本の森札幌・北大	札幌市北区北8条西6丁目

※ 名称については、他の自治体に安藤氏が寄附した図書施設と同様に「こども本の森」を使用すること、本市の市立図書館であることを示すために「札幌」を使用すること及び新設図書施設を北海道大学に設置することを踏まえて「北大」を使用すること等について、北海道大学及び安藤忠雄建築研究所との間で協議を重ねた上で決定した。

2 管理の代行等(改正後の図書館条例第11条関係)

新設図書施設では、上記第1の5のコンセプトとこれに基づく3つの方針を定めており、これらを実現するために、新たな本との出会いを促す機能(誘発機能)、多種多様な知や人とつながる機能(交流機能)及び空間や自然などを感じながら様々なことが学べる機能(体験機能)の3つの機能を柱とし、北海道大学の構内に

立地するという独自性も生かしたサービスを構築することとしている。

上記のサービスの構築を実現するため、新設図書施設においては、利用者が新しい本と出会う機会を生むための独創性のある蔵書の選定を行うこと、北海道大学、他の市立図書館等の多様な関係者に対して円滑な交渉・調整を行うこと、子どもたちに本との出会いを体験してもらうために新設図書施設のコンセプトや意図を視覚的に伝達するデザインを活用すること、メディアやSNSを活用して施設の魅力や特徴を発信することが必要である。

これらの業務を適切に行い、新設図書施設の運営の効率化を図り、その設置目的を果たすため、専門的な人材を柔軟に活用する必要があることを考慮すると、事業運営や施設管理のノウハウを持つものに管理・運営を行わせることが望ましい。

そこで、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、指定管理者に新設図書施設の管理を行わせることができる旨の規定を設け、指定管理者に行わせる業務の範囲を図書館条例第2条に規定する業務とする規定を設けるほか、指定管理者に管理を行わせる場合の読替規定を設ける。

3 その他の改正

こども本の森札幌・北大に所蔵する図書の閲覧については館内に限ることとするため、図書館条例第5条第1項に規定する「図書」について、こども本の森札幌・北大に所蔵する図書を除くこととする。

また、札幌市図書・情報館に所蔵する図書の閲覧について原則として館内に限ることを札幌市図書館条例施行規則（平成3年教育委員会規則第5号）第15条第2項に規定しているところ、このことについて条例においても明記するほか、所要の規定整備を行う。

第3 新設図書施設の概要について

1 設置目的

子どもたちが主体的に読書に対する興味・関心を持てる環境を用意し、自主的な読書活動を推進するために、学齢期の小学生及び中学生を主な対象とした図書館を設置する。

2 床面積

353.43㎡

3 設備

閲覧室、書庫、授乳室等

4 蔵書数

1万5千冊程度

5 施設の運営

上記第2の2のとおり、指定管理者に施設の管理を行わせることとする。

第4 施行期日等

1 施行期日

図書館条例第5条第1項の改正（同項第2号に係る部分を除く。）及び同条第2項の改正並びに下記2の規定については、公布の日から施行する。

上記以外の改正について、新設図書施設は、令和8年夏の開館を予定しているが、当該条例案の提出の時点では工事がしゅん工していないことから、施行期日は、教育委員会が定めることとする。

2 準備行為（附則関係）

新設図書施設を供用するために必要な準備行為は、新設図書施設の供用開始よりも前に行う必要があることから、この準備行為については教育委員会が定める日前においても行うことができるよう規定する。

第5 令和7年第2回定例市議会に条例案を提出する理由

指定管理者による新設図書施設の管理を可能とし、団体の公募及び選定に係る事務を進めるため、令和7年第2回定例市議会に条例案を提出する。

第6 供用開始までのスケジュール（予定）

令和7年10月	指定管理者の選定（公募）
令和7年第4回定例市議会	指定管理者の指定に係る議案の提出
令和8年3月下旬	工事の完了（しゅん工）
令和8年夏	供用開始

第7 添付書類

- 1 図書館条例（現行）
- 2 令和2年度札幌市の児童生徒の実態に関する基礎調査に係る資料（抜粋）
- 3 （仮称）こども本の森に係る基本合意書
- 4 「（仮称）こども本の森」基本方針（案）パブリックコメントの実施について
- 5 「（仮称）こども本の森」基本方針（案）小学生・中学生向け資料
- 6 「（仮称）こども本の森」基本方針（案）パブリックコメント意見集
- 7 「（仮称）こども本の森」基本方針（案）キッズコメント意見集
- 8 「（仮称）こども本の森」基本方針（令和7年2月27日策定）
- 9 （仮称）こども本の森札幌施設図面リスト
- 10 図書館法（昭和25年法律第118号）
- 11 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）（抜粋）
- 12 図書館条例の一部改正に係る意見書

札幌市図書館条例の一部を改正する条例案
令和7年（2025年）5月21日提出

札幌市長 秋 元 克 広

札幌市図書館条例の一部を改正する条例

札幌市図書館条例（昭和25年条例第20号）の一部を次のように改正する。

- (1) 第5条第1項中「ものは図書」を「者は、図書（次に掲げるものを除く。次項において同じ。）」に、「、閲覧する」を「閲覧する」に改め、同項に次の各号を加える。
 - (1) 札幌市図書・情報館に所蔵する図書
 - (2) こども本の森札幌・北大に所蔵する図書
 - (3) その他教育委員会が別に定める図書
- (2) 第5条第2項中「前項により」を「前項の規定により図書を館外に」に、「なそうとするとき」を「しようとする者」に、「うけなければ」を「受けなければ」に改める。
- (3) 第12条中「について」を「の施行に関し」に、「事項は」を「事項は、」に改め、同条を第13条とし、第11条を第12条とし、第10条の次に次の1条を加える。

第11条 教育委員会は、図書館（こども本の森札幌・北大に限る。以下この条において同じ。）の管理運営上必要があると認めるときは、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に図書館の管理を行わせることができる。

 - 2 前項の規定により指定管理者に図書館の管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、第2条に規定する業務とする。
 - 3 第1項の規定により指定管理者に図書館の管理を行わせる場合における第4条の規定の適用については、同条中「教育委員会」とあるのは、「指定管理者」とする。
- (4) 別表札幌市新琴似図書館の項の次に次のように加える。

こども本の森札幌・北大	札幌市北区北8条西6丁目
-------------	--------------

附 則

- 1 この条例の施行期日は、教育委員会が定める。ただし、第5条第1項の改正規定（同項に各号を加える改正規定（同項第2号に係る部分に限る。）を除く。）、同条第2項の改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 こども本の森札幌・北大に係る改正後の第11条第1項の指定管理者の指定に関し必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

（理 由）

子どもの自主的な読書活動の推進を目的とした図書館を新設するとともに、当該図書館の管理を指定管理者に行わせることができるようにする等のため、本案を提出する。

議会の議案についての市長への意見の申出について
令和7年（2025年）4月 日提出

教育長 山 根 直 樹

札幌市図書館条例の一部を改正する条例案（別添）について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、下記意見書のとおり意見を述べる。

意 見 書

札幌市図書館条例の一部を改正する条例案は、北海道大学構内に設置する新たな図書館の名称や位置を定めるとともに、管理を指定管理者に行わせることを可能とするためのものであり、その内容は適当と考えます。

札幌市教育委員会

（理 由）

札幌市図書館条例の一部を改正する条例案について意見を述べるため、本案を提出する。

札幌市図書館条例（昭和25年条例第20号）新旧対照表

現 行	改 正 後	備 考																						
第5条 教育委員会が定める一定の条件を備えるものは図書を館外に借り出して、 <u>閲覧</u> することができる。	第5条 教育委員会が定める一定の条件を備える者は、 <u>図書（次に掲げるものを除く。次項において同じ。）を館外に借り出して閲覧</u> することができる。 (1) 札幌市図書・情報館に所蔵する <u>図書</u> (2) こども本の森札幌・北大に所蔵する <u>図書</u> (3) その他 <u>教育委員会が別に定める図書</u>	一部の図書について館内閲覧に限る旨を明記するもの																						
2 <u>前項により借り出して閲覧をなそうとするときは、教育委員会の定めるところにより館長の許可をうけなければならない。</u> (新設)	2 <u>前項の規定により図書を館外に借り出して閲覧をしようとする者は、教育委員会の定めるところにより館長の許可を受けなければならない。</u> 第11条 教育委員会は、図書館（こども本の森札幌・北大に限る。以下この条において同じ。）の管理運営上必要があると認めるときは、 <u>指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に図書館の管理を行わせることができる。</u> 2 <u>前項の規定により指定管理者に図書館の管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、第2条に規定する業務とする。</u> 3 <u>第1項の規定により指定管理者に図書館の管理を行わせる場合における第4条の規定の適用については、同条中「教育委員会」とあるのは、「指定管理者」とする。</u> 第12条 （現行のとおり） 2～5 （現行のとおり） 第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。	規定整備 こども本の森札幌・北大に係る管理の代行等に関する規定の新設 指定管理業務に係る規定の新設 読替規定の新設 規定整備 規定整備																						
第11条 （省略） 2～5 （省略） 第12条 この条例について必要な事項は教育委員会が定める。																								
別表	別表																							
<table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>札幌市中央図書館及び札幌市図書・情報館</td><td>(省略)</td></tr><tr><td>札幌市新琴似図書館</td><td>札幌市北区新琴似7条4丁目</td></tr><tr><td>札幌市元町図書館</td><td>札幌市東区北30条東16丁目</td></tr><tr><td colspan="2">(以下省略)</td></tr></table>	名称	位置	札幌市中央図書館及び札幌市図書・情報館	(省略)	札幌市新琴似図書館	札幌市北区新琴似7条4丁目	札幌市元町図書館	札幌市東区北30条東16丁目	(以下省略)		<table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>札幌市中央図書館及び札幌市図書・情報館</td><td>(現行のとおり)</td></tr><tr><td>札幌市新琴似図書館</td><td>札幌市北区新琴似7条4丁目</td></tr><tr><td><u>こども本の森札幌・北大</u></td><td><u>札幌市北区北8条西6丁目</u></td></tr><tr><td>札幌市元町図書館</td><td>札幌市東区北30条東16丁目</td></tr><tr><td colspan="2">(以下現行のとおり)</td></tr></table>	名称	位置	札幌市中央図書館及び札幌市図書・情報館	(現行のとおり)	札幌市新琴似図書館	札幌市北区新琴似7条4丁目	<u>こども本の森札幌・北大</u>	<u>札幌市北区北8条西6丁目</u>	札幌市元町図書館	札幌市東区北30条東16丁目	(以下現行のとおり)		こども本の森札幌・北大の新設（北区に設置することから、同区の地区図書館である新琴似図書館の次の項に加える）
名称	位置																							
札幌市中央図書館及び札幌市図書・情報館	(省略)																							
札幌市新琴似図書館	札幌市北区新琴似7条4丁目																							
札幌市元町図書館	札幌市東区北30条東16丁目																							
(以下省略)																								
名称	位置																							
札幌市中央図書館及び札幌市図書・情報館	(現行のとおり)																							
札幌市新琴似図書館	札幌市北区新琴似7条4丁目																							
<u>こども本の森札幌・北大</u>	<u>札幌市北区北8条西6丁目</u>																							
札幌市元町図書館	札幌市東区北30条東16丁目																							
(以下現行のとおり)																								



(市長提案説明資料)

議案第 号は、札幌市図書館条例の一部を改正する条例案であります。

本案は、建築家安藤忠雄氏が代表を務める安藤忠雄建築研究所が北海道大学構内に建築する子ども向けの図書施設について、子どもたちの自主的な読書活動の推進を目的とした市立図書館として設置するため、その名称及び位置を定めるとともに、指定管理者による管理を可能とするものです。

【改正概要】札幌市図書館条例の一部を改正する条例案について

1 改正の背景

令和4年12月、建築家安藤忠雄氏から北海道大学に対し、子ども向けの図書施設として「こども本の森」を同大学に寄附したいとの提案があり、同月、同大学から本市に対し、同大学に新設される「こども本の森」（以下「新設図書施設」という。）の運営に本市が参画することに係る提案があった。

新設図書施設を学齢期の子どもを主な対象とし、自主的な読書活動の推進を目的とした機能分館として設置することは、本市における学齢期の子どもの読書離れという課題に対して効果的であると考えられることから、本市として北海道大学による提案を受け入れ、新設図書施設の運営に参画することとし、令和5年11月に安藤忠雄建築研究所及び北海道大学との間で、新設図書施設の整備、運営等に係る「（仮称）こども本の森に係る基本合意書」を締結した。

また、新設図書施設の運営に係る基本的な方針を策定することとして、令和6年12月24日から令和7年1月28日までの間に「（仮称）こども本の森」基本方針の策定に係るパブリックコメントを実施し、同年2月に当該基本方針を策定した。

2 改正内容

新設図書施設を本市が子どもたちの自主的な読書活動の推進を目的とした市立図書館として設置し、運営するため、札幌市図書館条例の一部を改正する。

(1) 名称及び位置について

新設図書施設の名称は「こども本の森札幌・北大」とし、位置は札幌市北区北8条西6丁目とする。名称については、北海道大学及び安藤忠雄建築研究所との間で協議を重ねた上で決定した。

(2) 指定管理者制度の活用について

新設図書施設の運営においては、運営の効率化を図り、その設置目的を果たすため、専門的な人材を柔軟に活用する必要があることを考慮すると、事業運営や施設管理のノウハウを持つものに管理・運営を行わせることが望ましいことから、地方自治法第24条の2第3項の規定に基づき、指定管理者に新設図書施設の管理を行わせることがで

きる旨の規定を設ける。

3 施行期日について

新設図書施設は、令和８年夏の開館を予定しているが、当該条例案の提出の時点では工事がしゅん工していないことから、施行期日は、教育委員会が定めることとし、その他の規定整備等については公布の日から施行する。

使用貸借契約書



国立大学法人北海道大学（以下「甲」という。）と札幌市（以下「乙」という。）は、「こども本の森札幌・北大に係る実施協定書（令和7年8月7日締結。以下「実施協定書」という。）第4条の規定に基づき、甲所有の「こども本の森札幌・北大」の使用貸借契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（定義）

第1条 本契約において使用する用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 当該施設 第3条に定める所在地・物件名の建物及びその附属設備をいう。
- (2) 附属設備 甲が設置し、当該施設に固定され、かつ施設の機能維持に必要な設備をいう。
- (3) 原状回復 経年劣化及び通常損耗を除き、当該施設及び附属設備を使用開始時点の状態に復することをいう。
- (4) 書面による承諾 紙媒体又は電磁的記録による承諾をいう。ここでいう電磁的記録には、電子メールその他電子的方法による承諾を含むものとする。
- (5) 自己所有の工作物等 乙が所有権を有する工作物、設備その他これに類する物かつ当該施設に固定又は恒久的に設置した物をいう（机、椅子、パソコン等の可動式備品その他容易に移動可能な物を除く）。

（信義誠実の義務）

第2条 甲及び乙は、信義誠実の原則に従い、本契約を誠実に履行するとともに、相手方の業務運営に不当な支障を与えないよう努めなければならない。

2 甲は、当該施設が地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条に基づく公の施設として市民の利用に供する公共的サービスの重要性を十分に理解し、その社会的役割を尊重するとともに、乙の管理運営を不当に妨げないよう努めるものとする。

3 乙は、当該施設が甲の資産であることを常に考慮し、適正に使用しなければならない。

（対象施設）

第3条 甲は、下記の施設を乙に無償で貸し付けるものとする。

- (1) 所在地 札幌市北区北8条西6丁目
- (2) 物件名 こども本の森札幌・北大

(3) 数 量 建物 1棟 (353.43㎡)

構築物 (ウッドデッキ) 1式

(4) 建物構造 鉄骨造 地上1階

(使用目的)

第4条 乙は、当該施設を「こども本の森札幌・北大」の供用開始に必要な準備及びその後の運営（実施協定書第2条及び第3条に定める業務をいう。）のためにのみ使用し、これと異なる用途に供してはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 開館時間及び休館日は、札幌市図書館条例施行規則（平成3年3月8日教育委員会規則第5号）の定めるところによる。ただし、臨時に休館し、又は開館時間を変更しようとするときは、乙は速やかに甲に通知しなければならない。

3 第5条第1項に定める期間中、甲は乙の書面による承諾を得たうえで、当該施設を使用して次の各号に適合する自主事業を行うことができる。

(1) 当該施設の設置目的を踏まえて事業を計画すること。

(2) 自主事業の実施に際し、地方自治法、図書館法（昭和25年法律第118号）その他関係法令に違反しないことを事前に確認し、その責任を負うこと。

(3) 一般の利用を妨げないよう配慮し、参加料等を徴収する場合は市民が利用しやすい料金を設定すること。

(4) 乙の運営に支障を与えないよう配慮し、事業終了後は甲の責任で原状復帰すること。

(5) 第三者に損害を与えた場合の損害賠償を含め、事業実施に伴う一切の責任を甲が負うこと。

(使用期間)

第5条 使用期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までとする。ただし、期間満了の6か月前までに、甲、乙いずれも期間を終了する旨を書面で通知しないときは、期間満了の日の翌日から更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(善管注意義務)

第6条 甲及び乙は、それぞれ実施協定書別表1及び別表2に定める役割分担に従い、善良な管理者としての注意義務をもって当該施設の維持保全に努めなければならない。

2 前項の維持保全に要する経費は、実施協定書別表1及び別表2に定める区分に従い、甲乙それぞれが負担する。

3 当該施設又は附属設備に損害を生じた場合は、実施協定書別表2に定める区分に従い、甲乙それぞれが負担する。

(使用制限等)

第7条 乙は、当該施設の構造、設備、内外装、配置その他現状を変更（軽微な変更を除く。）をしようとするときは、あらかじめ変更しようとする理由及び当該変更等の計画を甲へ示し、書面による承諾を得なければならない。

2 乙は、当該施設の敷地又は建物内外に、自己の費用と責任で自己所有の工作物等を設置、移動、改造又は撤去しようとするときは、あらかじめ甲の書面による承諾を得なければならない。

3 前二項の承諾を得て現状を変更又は自己所有の工作物等を設置した場合は、第5条に定める使用期間が満了したとき又は第9条、第10条若しくは第11条の規定により本契約が解除又は終了したときには、甲の指示に従い、自己の費用と責任で原状回復しなければならない。ただし、甲が書面により承諾した場合はこの限りでない。

(第三者使用等の禁止)

第8条 乙は、当該施設の全部又は一部について、占有又は使用に関する権利（賃借権、使用貸借権、地上権、担保権その他名称を問わない。）を第三者に設定し、譲渡し、又はこれらに類する行為をしてはならない。ただし、甲が書面により承諾した場合はこの限りではない。

2 前項の規定にかかわらず、乙は、地方自治法第244条の2第3項に基づき乙が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、当該施設の管理業務及び札幌市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例（平成15年条例第33号）第8条の規定に基づき乙及び指定管理者が締結する「こども本の森札幌・北大の管理に関する協定書」第33条に定める自主事業（以下「管理等」という。）を行わせることができる。この場合、乙は、当該指定管理者との協定を締結した日から30日以内、かつ管理業務開始日までに、次の事項を甲に通知するものとする。

- (1) 指定管理者の名称及び代表者氏名
- (2) 所在地
- (3) 指定管理期間

3 乙は、前項の定めにより指定管理者へ当該施設の管理業務等を行わせる場合は、当該指定管理者に本契約の規定を遵守させるため必要な措置を講ずるとともに、当該指定管理者の行為について一切の責任を負うものとする。

(是正要求及び違反解除)

第9条 甲又は乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当する場合には、その旨を相手方に書面で通知し、通知到達日の翌日から起算して原則として30日以上相当期間を定めて是正を求めることができる。ただし、施設の安全確保、重大な法令違反、又は施設利用者の安全に重大な危険を及ぼすおそれがあるなど公益上緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。

- (1) 第4条に定める使用目的に反して使用したとき。
- (2) 第6条、第7条又は第8条に違反したとき。
- (3) 甲又は乙が、実施協定書第3条により定めた役割分担に基づく義務を正当な理由なく履行しないとき。

2 甲又は乙は、前項で定めた期間内に是正がなされないときは、本契約を解除することができる。

3 前項の規定により本契約を解除された当事者は、その解除により相手方に損害を与えたときは、直接かつ現実に発生した通常損害を賠償しなければならない。

4 前項の損害賠償額は、甲乙協議により定める。

(合意解除)

第10条 甲又は乙は、やむを得ない事由により本契約を終了させる必要が生じた場合には、相手方と協議のうえ、解除することができる。

2 前項の場合、解除希望日の6か月前までに、その理由を付して書面で相手方に通知しなければならない。

3 前二項の規定により本契約を解除した場合、甲乙は相手方に対し、解除に伴う損害の賠償を請求しない。ただし、解除に関する協議において別段の定めをしたときは、この限りでない。

(当該施設の滅失)

第11条 本契約の使用期間中に天災地変等の不可抗力その他の事由により、当該施設の全部が滅失により使用及び収益をすることができなくなった場合には、本契約はこれによって終了する。

2 当該施設の一部が滅失により使用することができなくなった場合には、甲と乙とは本契約内容の変更又は終了について、協議して定める。

(原状回復)

第12条 乙は、第5条に定める使用期間が満了したとき、又は第9条若しくは第10条の規定により本契約が解除されたときは、当該施設を原状回復し、甲の指定する期日までに明け渡さなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、第9条の規定による解除であって、その原因が甲の責めに帰すべき事由による場合は、明渡期日は甲乙協議により定める。

3 前二項の原状回復及び明け渡しに要する費用は、次の各号の区分により負担する。

(1) 第9条の規定による場合 解除の原因となった事由の責めに帰すべき当事者。ただし、双方に責めに帰すべき事由があるときは、その割合に応じて負担する。

(2) 第10条の規定による場合 解除を求める通知を発出した当事者

4 原状回復後は、甲の検査を受け、その承認を得なければならず、甲が承認した日を明渡日とする。ただし、第9条の規定による解除であって、その原因が甲の責めに帰すべき事由による場合は、甲乙協議により原状回復及び明渡の完了を確認する。この場合において、協議開始の日から起算して1か月を経過しても協議が整わないときは、札幌市教育委員会中央図書館長が指名する施設管理又は使用貸借契約の専門的知見を有する第三者の確認結果に双方が従うものとし、その確認をもって完了とする。

(立入権)

第13条 甲又は甲の指定する者は、建物保全、設備の点検、調整、防災、救護、衛生その他建物管理上必要あるときは、当該施設内に立ち入りこれを点検し、適宜の措置を講じることができる。

(紛争の解決)

第14条 本契約について甲乙間に紛争が生じた場合は、双方誠意を持って協議し、円満な解決に努めるものとする。

(疑義の決定)

第15条 本契約に定めのない事項又は本契約の解釈について疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、書面により定めるものとする。

(裁判管轄)

第16条 本契約に関し、紛争が生じた場合は、札幌地方裁判所を第一審の専属的な合意管轄裁判所とする。

本契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、甲、乙は記名の上押印し双方各1通を所持するものとする。

令和8年4月1日

甲 札幌市北区北8条西5丁目

国立大学法人北海道大学

総長 實金清博



乙 札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市

市長 秋元克広



